資料 ３

鳥栖市こども計画の策定について

1　計画の概要

【策定の目的】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、「こどもまんなか社会」を実現するため、こども施策の全体的な方針や取組を分かりやすく示した「鳥栖市こども計画」を策定する

【内　　容】

・市は国のこども大綱と県のこども計画を勘案し、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども基本法第 10 条）
・市はこども基本法の基本理念にのっとり、こども施策に関し国及び他の地方自治体との連携を図りつつ区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する（こども基本法第５条）
・こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする（こども基本法第 11 条）
・「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」「子どもの貧困対策の推進に関する計画」「子ども・若者計画」を含むものでなければならない
・こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することが可能
　⇒これまでに策定している「子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援対策推進法・子どもの貧困対策推進計画を包含）」及び新規として「子ども・若者育成支援推進法」を一体として策定したい

【本計画のイメージ】

